

支部春闘他要求 への会社回答



ひろしま

郵政産業労働者ユニオン
広島支部(広島郵便局内)
支部メールアドレス
piwu_hiroshima@yahoo.co.jp

支部は本部・地本の春闘要求に合わせ、支部独自要求として、「賃金引上げおよび処遇改善等に関する要求」を提出しました。さらに、「新型コロナウイルスの感染防止対策等に関する緊急要求」なども同時に提出しました。

先日、会社から回答がありましたので主なものだけ報告します。(詳細は掲示板で)

社員の賃金引上げおよび処遇改善等に関する要求

○月給制契約社員の基本月額を23,000円引上げること。

(会社) 権限外事項

学習会のお知らせ

「働き方改革」いかに使うか

講師 池上 忍弁護士

日時 4月11日(土) 18:00~

場所 広島市東区地域福祉センター 主催 広島県労協

○時給制契約社員の時間給を1,500円以上とすること。

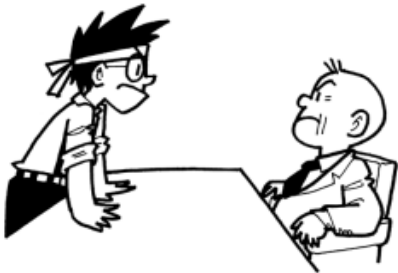
(会社) 権限外事項

○正社員の基本給を月額20,000円引上げること。

(会社) 権限外事項

○高齢再雇用社員の基本給を月額30,000円引上げること。

(会社) 権限外事項



○職場の増員は喫緊の課題となつていきます。とりわけ9月からの大取集開始からはさらに要員不足は深刻な状況です。正社員および期間雇用社員を早急に大幅増員をすること。

(会社) 要求には応じられない

○正社員を希望する期間雇用社員を正社員に登用すること。

(会社) 権限外事項

○人事異動については本人の理解のうえ行うこと。

(会社) 経営先決事項

○高齢再雇用社員の人事異動については行わないこと

(会社) 経営先決事項

○65歳を理由とする雇い止

めを行わないこと。

(会社) 経営先決事項

○正社員登用制度についてはweb試験方式を見直し、公平・公正な選考方式に見直すこと。またその判断基準を明らかにすること。

(会社) 権限外事項

○期間雇用社員およびアソシエイト社員等の各種手当や休暇等を正社員と同様の制度に見直すこと。

(会社) 権限外事項

○期間雇用社員等に貸与されているエプロンを複数枚とすること。

(会社) 権限外事項

○社宅については希望するすべての社員が入居できるようにすること。

(会社) 権限外事項



職場要求

○郵便部の休憩室に小物入れを設置していますが、日勤帯

夜勤帯を中心に社員が増えているため小物入れが不足しています。休憩室のテレビ横に小物入れを24個程度増配置すること。

【特に12時出勤者、13時15分出勤者、17時出勤者が重複して不足している。24個程度というのは、現行の小物入れを参考にテレビ横に設置できるスペースと考えている。】

(会社)使用状況を見て検討をしていく。

○休憩室のテーブルの台布巾用として使い捨ての台布巾と除菌クリーナー液を配備すること。また、手洗い用にハンドソープを配備すること。

(会社)衛生面を考慮して検討をしていく。

○各トイレの便座用に除菌ク

郵政ユニオン労契法

20条集団訴訟

中国地方第1回公判

4月17日(金) 広島地方裁判所

※新型コロナウイルス感染拡大の影響で傍聴は制限されます。 詳細は役員まで。

リーナーを配備すること。

(会社)すでに配備している。

なお、コロナ対策として休憩室に空気清浄器を配備した。

○広島局にAED(自動体外式除細動器)を設置すること。

【広島中央局には設置していた。扱い方も簡易であり、いざという時のためにも設置すべき。】

(会社)要求には応じられない。郵便局によっては利用者を意識して窓口に設置しているところもある。

郵政ユニオン地本春闘集会は中止します

4月12日(日)、広島市東区地域福祉センターで開催予定の「郵政ユニオン地本春闘集会」は、新型コロナウイルス感染拡大の影響で中止します。

今後については、各支部の執行委員会もしくは全員集会に地本役員が参加して春闘の経過、交渉報告をします